本準備金の額の$\frac{3.75}{1,000}$相当額	を	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の$\frac{3.75}{1,000}$相当額 ⑾×$\frac{3.75}{1,000}$

に改め、同表の記載要領第１号中「。）若しくは」を「。）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第37条（寄附金の損金不算入）（租税特別措置法第66条の11の３第１項又は第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同第四号を削り、同第五号を同第四号とする。

別表十四㈢の表中

事業年度 又は連結 事業年度	を	事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第四号中「又は当該連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

別表十四㈣の表中

事業年度 又は連結 事業年度	を	事　業 年　度

に改める。

別表十四㈤の記載要領第二号(1)中「間に」の次に「同項に規定する」を加える。

別表十四㈥の表中

事業年度 又は連結 事業年度	を	事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第61条の11（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける場合（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転につき同条の規定の適用を受ける場合を除く。）に記載すること。

別表十四㈥の記載要領第二号中「又は令和２年旧法第61条の13第２項から第４項まで」、「若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（次号及び第６号において「令和２年旧令」という。）第122条の14第４項第３号、第４号、第６号若しくは第７号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」及び「若しくは令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第５号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の72第10項第１号（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）」を削り、同第四号中「又は令和２年旧令第122条の14第４項各号」及び「又は令和２年旧措置法第68条の72第10項」を削り、同第五号中「又は令和２年旧措置法第68条の72第11項」を削り、「租税特別措置法第65条第10項又は令和２年旧措置法第68条の72第10項」を「同条第10項」に、「これらの規定の適用を受ける」を「同条第11項の規定を適用する」に改め、同第六号中「又は連結事業年度」及び「又は令和２年旧令第122条の14第６項」を削る。

別表十四㈦の表中

事業年度 又は連結 事業年度	を	事　業 年　度

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四㈦の記載要領第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を削る。

別表十四㈦付表一の表中

事業年度 又は連結 事業年度	を	事　業 年　度

に改め、同表の表のⅡを次のように改める。